

【2-2-9-10】

高野山大学講師派遣制度規程

令和6年10月18日 制定・施行

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人高野山学園旅費規程」に基づき、講演・研修などを主催する個人、団体、機関等（以下、「主催者」という）から依頼され、高野山大学（以下、「本学」という）が教職員（以下、「講師」という）を派遣する際、その派遣にかかる旅費を本学が支給する制度（以下、「本制度」という）の運用に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、以下の各号に定める主催者からの講師派遣依頼に限る。

- (1) 高野山真言宗宗規により定められた機関、およびそれに属する者。
- (2) 金剛峯寺寺法により定められた機関、およびそれに属する者。
- (3) 高野山学園に関係する機関、およびそれに属する者。

(運用)

第3条 この規程の運用については、以下の通りとする。

- (1) 主催者は、本学に文書等で講演・研修等の講師派遣を依頼する。
- (2) 学長は、依頼内容に基づき本制度の適用を決定する。
- (3) 本制度の適用となった場合、本学は主催者にその旨を通知する。

2 講師は、「高野山学園旅費規程」に基づく手続きにより、旅費の支給を受けるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項、およびこの規程の各条項に関する解釈または履行について疑義が生じた場合の運用については、学長が決定する。

(規程の改廃等)

第5条 この規程の改廃は、役職会の議を経て学長が決定する。

2 この規程の運用に関する事務は、総務課が行う。

附則

この規程は、令和6年10月18日から施行する。